

最高裁総一第000113号

(組い- 1)

平成17年2月24日

高等裁判所長官 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 園 尾 隆 司

総括主任家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所及び家庭裁判所
の支部の指定について（通知）

首席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和57年最高裁判所規則第4号）第3条第1項の規定により，総括主任家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所及び家庭裁判所の支部が別表のとおり指定され，平成17年4月1日から実施されます。

なお，平成16年2月27日付け最高裁総一第94号総務局長通知「総括主任家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所及び家庭裁判所の支部の指定について」により通知された指定は，平成17年3月31日限り，取り消されます。

(別表)

裁 判 所	裁 判 所
東京家庭裁判所	大阪家庭裁判所堺支部
東京家庭裁判所八王子支部	京都家庭裁判所
横浜家庭裁判所	神戸家庭裁判所
横浜家庭裁判所川崎支部	神戸家庭裁判所尼崎支部
横浜家庭裁判所小田原支部	神戸家庭裁判所姫路支部
さいたま家庭裁判所	名古屋家庭裁判所
さいたま家庭裁判所川越支部	名古屋家庭裁判所岡崎支部
千葉家庭裁判所	広島家庭裁判所
千葉家庭裁判所松戸支部	福岡家庭裁判所
水戸家庭裁判所土浦支部	福岡家庭裁判所久留米支部
静岡家庭裁判所沼津支部	鹿児島家庭裁判所
静岡家庭裁判所浜松支部	仙台家庭裁判所
大阪家庭裁判所	札幌家庭裁判所